

■議案第56号 四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例について

【要旨】

平成 29 年 5 月に公布され来年 4 月 1 日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、創設された会計年度任用職員制度に移行するため、関係する規定を整備するものです。

【改正内容】

人事行政の運営等の状況の公表については、地方公務員法第 58 条の 2 に基づくものであり、法改正によってフルタイムの会計年度任用職員も対象となったため、本条例についても同様の改正を行います。

【新旧対照表】

四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成 18 年四万十町条例第 22 号)	
改正後	改正前
(任命権者の報告事項) 第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) (略)	(任命権者の報告事項) 第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) (略)

【根拠法令等】

地方公務員法（抜粋）

(人事行政の運営等の状況の公表) 第 58 条の 2 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。）の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

- 2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。
- 3 地方公共団体の長は、前2項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

その他、「議案第 49 号～議案第 58 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度等に関連する条例制定・改正 共通資料」を参照